

中国銀行JCBカード入会申込みに関する「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」および「個人情報・個人信用情報」の取扱いに関する同意書

株式会社中国銀行御中
株式会社ジェーシービー御中
中銀カード株式会社御中

申込人あるいは家族会員申込人(以下、あわせて「申込人等」という。)は、株式会社中国銀行(以下、「銀行」という。)が発行する中国銀行JCBカードの申込みに際し、下記の内容について同意します。

《反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項》

- 申込人等は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 申込人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をおこなわないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両者または中銀カード株式会社(以下、「保証会社」という。)の信用を毀損し、または両者および保証会社の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。
- 申込人等が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、申込人等は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
- 申込人等が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行または保証会社が取引の継続を不適切と判断する場合には、銀行は申込人等に通知することにより、この約定による極度額の減額、あるいは利用を中止し、またはこの約定を解約することができるものとし、保証会社は、「会員規約・規定集」第50条にもとづく会員との保証委託契約をなんらの催告なく解除することができるものとします。
- 前2項の規定の適用により、申込人等に損害が生じた場合にも、銀行または保証会社になんらの請求をしないものとします。また、銀行または保証会社に損害が生じたときは、申込人等がその責任を負うものとします。

《株式会社中国銀行に対する同意事項》

申込人等は、株式会社中国銀行(以下「銀行」という)が、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)にもとづき、申込人等の個人情報(氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、資産負債の状況、取引状況等)を、下記業務ならびに利用目的等の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

銀行は、銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

(1)業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務。
- 公共債販売業務、投資信託販売業務、保険募集業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務。
- その他、銀行法等により認められている銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます)。

(2)利用目的

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため。
 - ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく際の資格や条件を満たしているかの確認のため。
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため。
 - ④融資の申込みや継続的なご利用に際しての判断のため。(申込人等と一体的に考慮する必要がある場合には、必要な範囲で、申込人等のご家族さまの個人情報を含みます)
 - ⑤金融商品やサービスを提供するのに際して、申込人等に適切かどうか(適合性の原則)等の妥当性を判断するため。
 - ⑥与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、銀行の適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。
 - ⑦銀行の適切な業務の遂行に必要な範囲で委託や共同利用をおこなうため。
 - ⑧他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
 - ⑨申込人等との契約や法律等にもとづいて銀行が権利の行使や義務の履行をおこなうため。
 - ⑩申込人等に、よりよい金融商品やサービスを提供する等のために市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等をおこない商品の研究や開発をおこなうため。
 - ⑪ダイレクトメールの発送やお電話等による金融商品やサービスに関する各種ご提案等のため(商品・サービスのご利用やお取引の状況、ウェブサイトやアプリ等の閲覧履歴を分析し、申込人等の関心やニーズに応じたご提案等を行うことを含みます)。(以下、「ダイレクト・マーケティング」といいます。)
 - ⑫関連会社等の商品やサービスの各種ご提案のため(商品・サービスのご利用やお取引の状況、ウェブサイトやアプリ等の閲覧履歴を分析し、申込人等の関心やニーズに応じたご提案等を行うことを含みます)。
 - ⑬各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
 - ⑭その他申込人等とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。
 - ⑮株主さまについては、株主さまの権利等を適切に取扱うため。
- ※⑪に関して、希望しない場合には、本契約締結時、または事後にダイレクト・マーケティングの中止を申し出ることが出来ます。中止を希望される場合は最寄りの本支店にお申し出ください。
- また、過去においてダイレクト・マーケティングの中止の意思表示をされた申込人等は、所定の用紙を提出することで再開が可能です。

(個人情報の第三者提供に関する同意)

申込人等は、個人情報が下記の目的で銀行から第三者に提供されることに同意します。

- ①取引上の判断に必要な場合で、不動産評価業務等の業務を第三者に委託する場合。
- ②銀行が借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託する場合。
- ③銀行が民法466条にもとづく債権譲渡をおこなう場合に譲渡先に対して必要な情報提供をおこなう場合。
- ④提携ローンの場合で、提携先に対する借入残高等の情報提供が必要な場合。
- ⑤連帯保証人(保証会社)への借主の残高等の情報提供が必要な場合。

(個人情報の共同利用に関する同意)

申込人等は、個人情報が以下の目的で銀行グループ各社(株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ並びにその子会社、および持分法適用会社)および一般財団法人岡山経済研究所との間で共同して利用されることに同意します(個人情報の管理者は株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ <https://www.chugin-fg.co.jp/company/profile/>)。

- (1)総合的サービスの提供
- (2)リスク管理
- (3)連結決算および経営管理
- (4)その他、取引の円滑な履行のため

《ドリーミーJCBカードを申込むにあたっての同意事項》

第1条(個人情報の収集、保有、利用等)

1. 申込人等は、銀行および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が申込人等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき必要な保護措置をおこなったうえで収集・保有・利用することに同意します。
- (1)本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む銀行またはJCBもしくは銀行およびJCB(以下「両社」という。)との取引に関する与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、以下の①②③④⑤⑥⑦を収集・保有・利用すること。
- ①氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス、職業、取引を行う目的等、申込人

等が入会申込時および契約後(お電話等でのお問合せ等により当行が知り得た情報を含む)に届出た事項。

- ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および申込人等と両社の契約内容に関する事項。
- ③申込人等のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
- ④申込人等が入会申込時もしくは入会後に届出た資産、収入・負債・家族構成等、銀行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
- ⑥銀行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等にもとづき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2) 以下の目的のために、本項(1)①②③④の個人情報を利用すること。ただし、申込人等が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内について銀行またはJCBに中止を申出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本同意書末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②銀行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の銀行もしくはJCBまたは両社の事業(銀行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付(電話および電子メール送信等のその他の通信手段を用いた送信を含みます。)等、銀行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3) 本契約にもとづく銀行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 申込人等は銀行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、自己との取引に関する与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第2条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除きます。)を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCB(<https://www.global.jcb/ja/about-us/company/overview/>)となります。

3. 申込人等は、銀行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本同意書末尾に記載のとおりです。)なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCB(<https://www.global.jcb/ja/about-us/company/overview/>)となります。

第2条(個人信用情報機関の利用および登録)

1. 申込人は、銀行またはJCBが加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。)に対する当該情報の提供を業とするもの。)について以下のとおり同意します。

(1) 銀行およびJCBが自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、申込人の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。

(2) 申込人の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報が、銀行またはJCBの加盟する個人信用情報機関に本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める申込人の個人情報(その履歴を含みます。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録され、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録にかかる情報が提供され、自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用されること。

- (3)前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本同意書末尾に記載の個人情報機関とし、各加盟個人情報機関に登録する情報は本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、銀行またはJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第3条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. 申込人等は、銀行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1)銀行に対する開示請求:本同意書末尾に記載の銀行相談窓口へ
 - (2)JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本同意書末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3)加盟個人情報機関に対する開示請求:本同意書末尾に記載の各加盟個人情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条(個人情報の取扱いに関する不同意)

両社は、申込人等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本同意書に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める銀行、JCBまたは加盟店等の営業案内に対する中止の申出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申出は本同意書末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

第5条(契約不成立時および退会後の個人情報)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込みをした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第1条に定める目的(ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める銀行、JCBまたは加盟店等の営業案内を除きます。)および第1条の定めにもとづき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 退会の申出または会員資格の喪失後も、第1条に定める目的(ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める銀行、JCBまたは加盟店等の営業案内を除きます。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

《保証委託を申込むにあたっての同意事項》

第6条(保証会社による個人情報の収集・保有・利用)

申込人等は、本申込みを含む保証委託先である保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の個人情報を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- (1)所定の申込書に申込人等が記載した申込人等の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、家族構成、住居状況等の申込書記載の申込人等の属性内容。
- (2)本申込みに関する申込日、申込みの金額、期間、商品名および保証会社が知り得る契約後の取引情報。
- (3)本申込みに関する申込人等の支払能力を調査するため、申込人等が申告した申込人等の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況。
- (4)契約に関する支払開始後の残高、月々の返済状況等の客観的な取引事実。
- (5)本申込みをおこなう者が、本人に相違ないことを確認するために必要な、申込人の運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは記載事項証明書、印鑑証明書等への記載事項。

第7条(保証会社による個人情報の利用)

申込人等は、保証会社が下記の目的のために第6条で記載した個人情報を利用することに同意します。

- (1)信用保証の引受における審査や継続的なご利用に際しての判断。
- (2)新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- (3)保証会社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動。なお、(3)については送付の中止を申出することができます。中止の申出があった場合は、それ以降保証会社での利用を中止する措置をとります。

第8条(保証会社による個人情報の提供・利用)

申込人等は、保証会社が下記の場合に個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

- (1)保証会社が借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託する場合。
- (2)保証会社が民法466条にもとづく債権譲渡をおこなう場合に譲渡先に対して必要な情報提供をおこなう場合。

第9条(保証会社による個人情報の開示・訂正・削除)

1. 申込人等は保証会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。開示請求手続きにつきましては、保証会社所定の方法(本社窓口への常時掲示)によってお知らせしております。
2. 開示を求める場合、その他ご意見の申出に関しましては、本同意書末尾に記載の「ご相談窓口」に連絡して下さい。
3. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします

第10条(保証会社による個人信用情報機関の利用・登録)

1. 申込人等は、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込人等の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により申込人等の支払能力の調査の目的(与信判断のほか与信後の管理を含みます。)に限りそれを利用することに同意します。
2. 申込人等の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込人等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関は本同意書末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに記載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でおこないます。(保証会社ではできません。)また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

第11条(保証会社が加盟する個人信用情報機関の情報開示・訂正・削除)

1. 申込人等は個人信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。(保証会社では開示できません。)
2. 申込人等は、保証会社の加盟する個人信用情報機関に登録されている申込人等の個人情報にかかる開示請求または当該情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立てを同機関が定める手続きおよび方法によっておこなうことができます。

第12条(銀行と保証会社の情報交換)

1. 申込人等は、この申込みおよび契約期間中において、この申込書類に記載された内容および銀行との取引において銀行が知り得る申込人等の取引情報および保証会社が知り得る申込人等の取引情報が、取引上の判断をする目的で銀行と保証会社各々で利用されること、また銀行および保証会社相互に情報交換され利用されることに同意します。
2. 申込人等は、保証会社が保証債務を履行した場合には、この情報交換がその履行日以降も求償債権を回収するまでおこなわれることに同意します。また、契約終了後、求償債権回収後であっても、商品開発の目的で銀行と保証会社各々で利用されること、また銀行および保証会社相互に情報交換され利用されることがあることに同意します。

(注)銀行と保証会社が加盟する本同意書末尾に記載の個人信用情報機関から各々取得した個人情報それ自体の情報交換はおこないません。

第13条(同意条項に不同意の場合)

保証会社は、申込人等が本申込みに必要な記載事項(本申込書類で私が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意事項の内容全部または一部を承認できない場合、本申込みをお断りすることがあります。ただし、本同意書第7条(3)に同意しない場合でも、保証会社がこれを理由に本申込みをお断りすることはありません。

第14条(保証契約が不成立の場合)

保証契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表②により申込結果の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第15条(同意条項の変更)

本同意書の同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物送付等の営業案内中止のお申出については下記にご連絡ください。
株式会社中国銀行 クレジットカードデスク 086-801-2044
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20
株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター
東京0422-76-1700 大阪06-6941-1700
福岡092-712-4450 札幌011-271-1411
3. 本同意書についてのお申出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の申込人等の個人情報に関する各種お問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとします。)、および支払停止の抗弁に関する書面については下記相談窓口にご連絡ください。
株式会社中国銀行 クレジットカードデスク (責任者:お客さまサービスセンター長)086-801-2044
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20
株式会社ジェーシービー
下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。
(個人情報に関する相談窓口)
<https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei>
中銀カード株式会社 お客さま相談室 (責任者:お客さま相談室長)086-231-2271
〒700-0904 岡山市北区柳町2-11-23
4. JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。

<共同利用会社>

本同意書第1条第3項に定める共同利用会社は以下のとおりです。

- 株式会社JCBトラベル
〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSPビル
利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供
- 株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート
利用目的:保険サービス等の提供

<加盟個人情報情報機関>

本同意書に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法にもとづく指定信用情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階
電話番号 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>
- 全国銀行個人情報センター
電話番号 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※保証会社が加盟する個人情報情報機関は、株式会社シー・アイ・シー(CIC)です。

※各個人情報情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

「登録情報および登録期間」

	CIC	全国銀行個人情報センター
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人情報情報機関を利用した日および本契約にかかる申込みの事実	当該利用日より6か月間	当該利用日から1年を超えない期間
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5

等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	年以内	年を超えない期間
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

<提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社日本信用情報機構(JICC)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社開設のホームページをご覧ください。

※加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、 全国銀行個人信用情報センター	※
JICC	CIC、 全国銀行個人信用情報センター	※
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	※

※提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。